

令和3年度分 固定資産税・都市計画税の軽減制度個別相談会のご案内

当制度は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、**事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する**ものです。当所では、申請にあたり「個別相談会」を下記の通り開催します。この機会に是非ご活用ください。

▶対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、**事業収入が一定程度減少**(※1)した中小事業者等(※2)で**令和3年2月1日(月)までに特例の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税基準を2分の1又はゼロとします。**

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人(資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下)又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

▶提出書類

(1) 特例申告書

武蔵野市 HP からダウンロード・印刷することができます。

本申告書に「認定経営革新等支援機関等(※) 確認欄」がありますので、当該機関等の確認を受けてください。

(※) 認定経営革新等支援機関等は、税理士・商工会議所・商工会・青色申告会等が該当します。

認定経営革新等支援機関等の詳細や対象機関の一覧については、中小企業庁ホームページをご確認ください。

(2) 特例対象資産一覧

事業用家屋を所有する場合は、(1)の別紙「特例対象資産一覧」を添付してください。

(注) 償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

(3) 収入が減少したことを証する書類(写)

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください。

収入減に不動産資料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類を添付してください。

(4) (個人事業主で事業用家屋を所有している場合) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(写)

青色申告決算書や見取り図など、事業用部分の割合が分かる書類の写しを添付してください。

* 個別相談会当日、書類等に不備がない場合には、その場で認定経営革新等支援機関確認印を押印いたします。
* 認定経営革新等支援機関の認定確認印については、令和3年1月25日に別日を設けております。

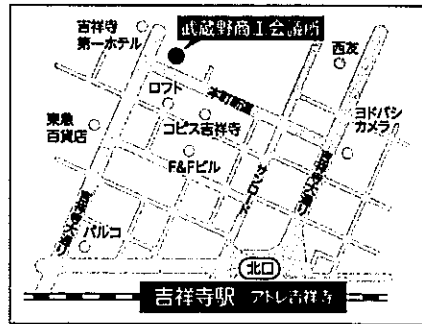
【日 時】 令和3年1月19日(火)
10:30～12:00 / 13:00～16:30

【会 場】 武蔵野商工会館内会議室

- ①相談時間は、1事業所30分となります。
- ②申込順、定員になり次第締め切ります。

お問
合せ

武蔵野商工会議所 企業支援部
武蔵野市吉祥寺本町1-10-7
TEL: 0422-22-3631
E-mail: soudan@musashino-cci.or.jp



固定資産税・都市計画税の軽減制度 個別相談会申込書 申込先 FAX **0422-22-3632**

事業所名	参加者名	
TEL	FAX	
希望時間帯 () 10:30～11:00 ・ () 11:00～11:30 ・ () 11:30～12:00 ・ () 13:00～13:30 () 13:30～14:00 ・ () 14:00～14:30 ・ () 14:30～15:00 ・ () 15:00～15:30 () 15:30～16:00 ・ () 16:00～16:30 ※希望時間帯に1つ○をつけてください		